



リスク&ガバナンス法務ニュースレター(2025年5月)

May 2025

In brief

経済産業省は、2025年3月31日、営業秘密管理指針(以下「**本指針**」といいます。)を改訂しました(以下「**本改訂**」といいます。)¹。本指針は、経済産業省が、不正競争防止法を所管し、また、TRIPS協定(知的所有権の貿易関連側面に関する協定)など通商協定を所掌する行政の立場から、同法上の営業秘密の定義等について考え方を示すものです。本指針は、法的拘束力を有しないものの、営業秘密が不正取得等された場合に、事業者が事後の救済として不正競争防止法による差止め等の法的保護を受けるために必要な「最低限の水準の対策」を示すものであり、実務上重要な意義を有しています。

本指針は、2003年1月31日に作成され、その後2019年1月23日の改訂に至るまで数度にわたる改訂が行われていましたが、新たにテレワークやクラウドサービスの普及など近時の情報の管理実態の変化や裁判例の蓄積等の現状を踏まえて、本改訂がなされました。本稿では、本改訂のうち、特に企業において留意を要する主要な点について概説します。

In detail

1. 営業秘密の3要件

不正競争防止法上、「営業秘密」とは、「秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないもの」をいい(第2条第6項)、①秘密管理性、②有用性及び③非公知性の3要件を満たす必要があるとされます。

本指針においては、これらの3要件は以下のとおり整理されています。

秘密管理性	営業秘密保有者の秘密管理意思が秘密管理措置によって従業員等に対して明確に示され、当該秘密管理意思に対する従業員等の認識可能性が確保されること ²
有用性	当該営業秘密が客観的にみて、事業活動にとって有用であること ³
非公知性	当該営業秘密が一般的には知られておらず、又は容易に知ることができないこと ⁴

2. 秘密管理性に関する改訂

(1) 秘密管理措置の対象者について(本指針9ページ)

従前、秘密管理措置の対象者は、単に「従業員等」とされていましたが、本改訂により「従業員や役員、取引先相手など」が従業員等に該当するとの定義化がなされました。なお、ここでの「従業員」には、事業者が直接雇用する従業員のみならず、労働者派遣法における派遣労働者も含まれることが明確化されました。これは、近時、派遣労働者が営業秘密に接触する機会が増加した状況を踏まえたものとされます⁵。

¹ 経済産業省 HP「営業秘密管理指針」(<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/guideline/r7ts.pdf>)

² 本指針8ページ

³ 本指針20ページ

⁴ 本指針22ページ

⁵ 本指針2ページ

また、秘密管理性について、近時の裁判例⁶を受け、従業員全体の認識可能性も含めて客観的観点から定められるべきものであり、従業員個々が実際にどのような認識であったか否かに影響されるべきものではないこと、が明記されました。

(2) 秘密管理措置の程度について(本指針 10~13 ページ)

本改訂により、秘密管理措置の内容として、従前からの、媒体の選択や媒体への表示、当該媒体に接触する者の限定等に加えて、営業秘密と他の情報との分別管理や、従業員への研修・啓発等が新たに追加されました。従業員への意識啓発の具体的な方法としては、労使の対話の場、情報管理ルール等に係る研修、e ラーニング等の教育プログラムなど、様々な機会により、営業秘密とは何か、自社の扱う営業秘密の重要性、許される共有の範囲、営業秘密として秘密にしなければならない期間、状況に応じた具体的な管理方法等について、周知することが望ましいとされています。

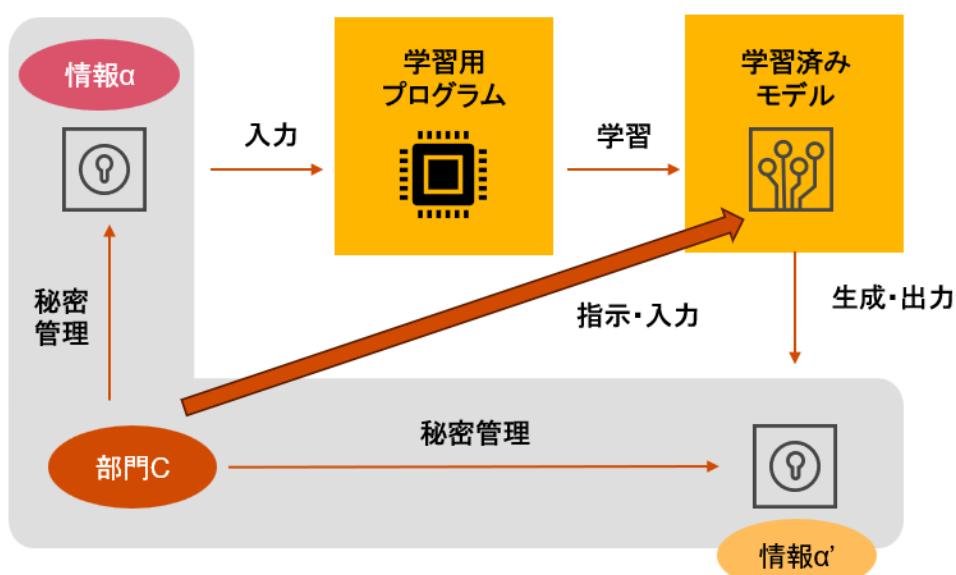
また、秘密管理措置の程度について、近時の裁判例を踏まえ以下の点が明記されました。

- ・ 情報の性質に関して、当該営業秘密保有者にとって重要な情報であり、当然に秘密として管理しなければならないことが従業員にとって明らかな場合には、そうした従業員の認識を活用した管理が許されるべきこと
- ・ 上記の場合、ID やパスワードといった程度の技術的な管理措置や、就業規則や誓約書において当該情報漏洩を禁止しているといった規範的な管理措置で足りる場合もあること
- ・ 情報記録媒体に接触する者の限定に関して、従業者ごとに厳密に業務の必要性を考慮した上で限定することまでは求められているものではなく、業務上の必要性等から特定の部署で広くアクセス権限が付与されていたとしても、特定の従業員に限定されていたことに変わりはないこと

(3) 秘密管理措置の具体例について(本指針 13~19 ページ)

本指針では秘密管理措置の具体例が幾つか挙げられていますが、企業内の複数箇所で同じ情報を保有しているケースの一例として、生成 AI を介した秘密情報の管理に関する記述が本改訂により追加されました。具体的には、企業の部門 C において秘密管理している情報 α を学習用データとしてプログラムに入力し、学習済みの生成 AI モデルを作成した場合において、部門 C による当該生成 AI への指示により、AI 生成物として情報 α' が output されたとき、当該情報 α' が部門 C において秘密管理されている場合は、それが生成 AI によって生成・出力されたことをもって秘密管理性が否定されるものではないことが示されました(下記表参照)。

【表】



経済産業省知的財産政策室「『営業秘密管理指針』の主な改訂内容一覧」
(https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/chiteki_zaisan/fusei_kyoso/pdf/027_03_01.pdf) の
16ページの図を参考に、執筆者において作成。

⁶ 知財高判令和3年6月24日令和2年(ネ)10066号参照

また、上記の例において、当該情報 α' が当該企業内の別部門 D において生成・出力された場合も、秘密管理性は否定されないとされます。ただし、当該情報 α' が当該企業以外の第三者に提供される場合は、秘密管理性が否定される場合もありうるとされます。

3. 有用性に関する改訂(本指針 20~21 ページ)

近時の裁判例を踏まえ、有用性の判断基準について、下記の記述が追加されました。

- 当該情報が、営業秘密を保有する事業者の事業活動に使用・利用されているのであれば、基本的に営業秘密としての保護の必要性を肯定でき、当該情報が公序良俗に反するなど保護の相違性を欠くような場合でない限り有用性の要件は充足されるものと考えられること⁷
- 有用性の要件の判断に際しては、当該情報を取得した者がそれを有効に活用できるかどうかにより左右されないこと⁸
- 当該情報が有用な技術上の情報といえるためには、必ずしもそれが「予想外の特別に優れた作用効果」を生じさせるものである必要はないこと⁹

4. 非公知性に関する改訂(本指針 22~24 ページ)

(1) ダークウェブについて

第三者からのハッキング等により、営業秘密がダークウェブ¹⁰上で公表されたとしても、その一事をもって直ちに非公知性が喪失されるわけではないことが明記されました。

(2) 公知情報の組み合わせについて

公知情報同士の組み合わせにより生成される情報であっても、その組み合わせが知られていない、又は容易に知りえないために、財産的価値が失われていない場合には非公知性は失われないとされます。また、仮に公知情報の組み合わせであって、その組み合わせが知られている、又は容易である場合¹¹でも、取得に要する時間や資金的コストがかかるために財産的価値があるという場合には非公知性と言いうるとされます。

(3) リバースエンジニアリングについて

リバースエンジニアリング¹²によって営業秘密を抽出できる場合、抽出可能性の難易度の差によって非公知性の判断が分かれるとされます。具体的には、誰でも簡単に製品を解析することによって営業秘密を取得できるような場合には、当該製品を市販したことによって営業秘密自体を公開したに等しく、非公知性を喪失するとされます。他方で、特殊な技術をもって相当な期間が必要であり、だれでも容易に当該営業秘密を知ることができない場合には、当該製品を市販したことをもって非公知性を喪失することにはならないことが明記されました。

The takeaway

本改訂は、テレワークやクラウドサービスの普及、生成 AI 等の技術の進化など営業秘密の管理を取り巻く近時の環境の変化や、営業秘密に関して争点とされてきた事項に関する近時の裁判例の蓄積を本指針に反映させたものであり、企業において営業秘密に関する適切な管理体制を整備していく上で重要な意義を有するものです。

企業においては、本改訂を踏まえ、自社の営業秘密管理の現状を再評価し、必要に応じて、情報管理に関する自社の諸規程や実務要領を見直したり、従業員等への研修・啓発を行ったりすることが有用と考えられます。

⁷ 東京地判令和4年12月9日 令和3年(特わ)129号、東京地判令和8年2月26日 令和4年(特わ)2148号参照

⁸ 脚注7を参照

⁹ 横浜地判令和3年7月7日 平成30年(わ)1931号

¹⁰ ダークウェブとは、一般的な方法ではアクセスできず、また検索エンジンで見つけることも不可能な Web サイトの総称を指します。

¹¹ 公知情報を組み合わせて作成した AI 技術の開発(学習用)用データのようなものが想定されます。

¹² リバースエンジニアリングとは、製品を解析、評価することによって、その構造・性質・成分・製法等その製品に化体している情報を抽出したり、抽出した情報を使用することをいいます。

Let's talk

PwC 弁護士法人は、クライアントの法律顧問として、企業において日々生起する法的な問題の解決を継続的、総合的に支援します。

より詳しい情報、又は個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者若しくは下記までお問い合わせください。

PwC 弁護士法人 第一東京弁護士会所属

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-1 大手町パークビルディング

電話 : 03-6212-8001

Email: jp_tax_legal-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/legal

- PwC ネットワークは、世界 100カ国に約 4,000 名の弁護士を擁しており、幅広いリーガルサービスを提供しています。PwC 弁護士法人も、グローバルネットワークを有効に活用した法務サービスを提供し、PwC Japan グループ全体のクライアントのニーズに応えていきます。
- PwC Japan グループは、PwC ネットワークの各法人が提供するコンサルティング、会計監査及び税務などの業務とともに、PwC 弁護士法人から法務サービスを企業の皆様に提供します。

リスク & ガバナンス法務チーム

パートナー

弁護士

茂木 諭

satoshi.mogi@pwc.com

パートナー

弁護士・公認会計士

岩崎 康幸

yasuyuki.iwasaki@pwc.com

パートナー

弁護士

小林 裕輔

yusuke.y.kobayashi@pwc.com

弁護士

日比 慎

makoto.hibi@pwc.com

弁護士

水田 直希

naoki.mizuta@pwc.com

弁護士

阪本 凌

ryo.sakamoto@pwc.com

弁護士

蓮輪 真紀子

makiko.hasuwa@pwc.com

弁護士

望月 賢

ken.mochizuki@pwc.com

本書は法的助言を目的とするものではなく、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。個別の案件については各案件の状況に応じて弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本書における意見に亘る部分は筆者らの個人的見解であり、当弁護士法人の見解ではありません。

© 2025 PwC Legal Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.